

電力契約変更、慎重に

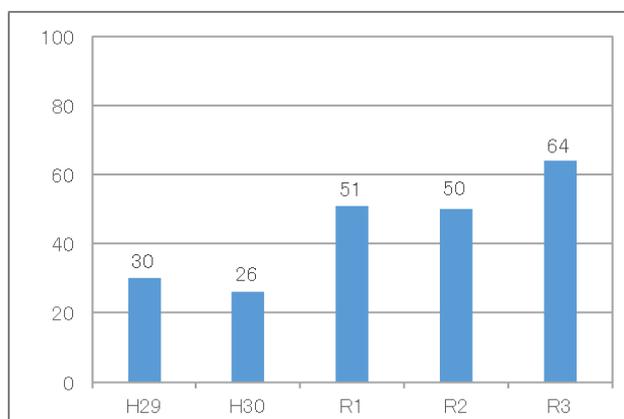
2016年に電力小売りが全面自由化されてから、さまざまな事業者がいろいろな料金プランを提示していますが、電気の契約切り替えに関するトラブルの相談も少なくありません。

▼突然、業者が訪問してきて「契約変更をすると電気代が安くなる」と勧誘された。現在契約している会社だと思い、検針票を見せた。業者が帰った後、よく考えたら現在の契約先ではない気がした。契約になってしまったかもしれないと思い、心配だ。業者の会社名も連絡先も分からない。(60代・男性)

▼ガス会社から、ガスと電気を一緒にすればお得だと電話がかかってきた。説明を聞いてもよく分からなかったが、電気とガスのセット契約をすれば、本当に料金が安くなるのか。(70代・男性)

▼電話で電気の契約先を変更しないかと勧誘を受けた。電気料金が今より安くなると言われ、聞かれるままに検針票に記載のある番号を伝えた。最終的に契約はしなかったが、番号を伝えてしまったことにより勝手に契約にならないか不安。
(60代・男性)

電気の契約変更について勧誘を受けたときは、その事業者名と連絡先を確認してから、勧誘を受けたプランの内容、契約期間、割引要件や途中解約の条件をよく説明してもらい、契約変更の必要性を検討しましょう。



※県内の消費生活相談窓口寄せられた
電力自由化に関する相談件数

検針票に記載されている顧客番号（お客様番号）などの情報は、電気の契約先を変更する際には必要となります。契約を変更する意思がない場合は、これらの番号を安易に伝えないようにしましょう。

訪問販売や電話勧誘による電気の契約は、契約書面を受け取ってから8日以内であれば、特定商取引法に基づくクーリングオフができます。おかしいと思ったり、不安に感じたりしたら一人で悩まず、まずは最寄りの消費生活相談窓口にご相談しましょう。

岐阜県県民生活相談センターの消費生活相談窓口では、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などでのトラブルや、身に覚えのない請求などの相談を電話又は面接で受け付けています。

電話：058-277-1003

月～金曜日8：30～17：00 土曜日9：00～17：00（電話相談のみ）

消費者ホットライン：☎（局番なし）188番（いやや！）

※188番は、お近くの市町村又は県の相談窓口につながります。